

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成○年○月○日、A会社に雇用され、B所在の同社Cホテル（以下「会社」という。）において、主に食器洗いの業務に従事していた。
- 2 請求人によると、平成○年○月○日、コップの入ったケースを食器洗浄機に入れようとしてよろけた際、腰を食器洗浄機にぶつけて負傷した（以下「本件災害」という。）という。請求人は、同月○日、D病院を受診し、同年○月○日にはE病院を受診し、「頸髄症、腰部脊柱管狭窄症」と診断され、同年○月○日にはFクリニックを受診し、「変形性脊椎症」（以下、頸髄症、腰部脊柱管狭窄症と併せて「本件傷病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件傷病の発症は本件災害が原因であって、業務上の事由による傷病であると主張するので、以下検討する。

(2) 請求人が主張する本件災害について、請求人は、本件災害後も作業を続け、翌日の午前中も勤務していたことが認められるほか、Gは、請求人が入社する際に仲介をしたHにも確認した上で、退職時まで本件災害があったとの報告を受けておらず、退職理由についても、目が悪く自分は仕事に向いていないとの報告を受けた旨述べていることから、決定書理由に説示するとおり、発生の事実を確認することができない。

(3) 本件傷病についての請求人の療養経過をみると、請求人は、以前から通院しているD病院に、本件災害発生日から6日経過した平成○年○月○日に受診している。I医師は、平成○年○月○日付け意見書において、当該受診日、請求人は風邪薬とビタミン剤を希望したのみで、腰部受傷等の申し立てはなかった旨述べている。

請求人の腰部に関する傷病名について、I医師は、腰部椎間板ヘルニア、J医師は、腰部脊柱管狭窄症、変形性脊椎症、K医師は、下位腰椎椎間板変性と述べているが、各医師による医学的見解をみても、本件傷病と本件災害について、相当因果関係を肯定した意見は認められない。

(4) したがって、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、本件災害について、その発生の事実を確認できないものであり、仮に請求人主張のとおり本件災害の発生があったとしても、その際の腰部打撲は治療を要しない軽度なものであったと推認される。したがって、請求人に発症した本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、
本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。